

・資金融通等により、共済の實を擧げてゐること
 醫療につきては、醫師或は病院等と特約するもの、別に病院を建設して治病の實を擧げてゐるものがある。その一例として、東京市に建設してある三樂病院を擧げることが出来る。

三樂病院

三樂病院は、東京府下の小學校、中等學校の教職員並びに教育關係者の爲に設置した病院で、醫療部門は、九部の醫科に分れてゐる。それ／＼専門醫が配屬されて、治病の衝に當つてゐる。教員並びにその家族の爲には、唯一の廉價の設備の完備した共有の病院であつて、非常によく利用されてゐる。

三、聯合會の組織

- 1、本會は全國聯合小學校教員會と稱する。
- 2、本會は全國各地小學校の現職の教員を會員とする團體を以て組織する。
- 3、本會の加盟團體は道、府、縣、郡、市、區、州及びこれに準ずべき地域を單位としてゐる。
- 4、本會は加盟各團體の連絡を圖り、教育上に貢獻するを以て目的とする。
- 5、本會は毎年一回總會を開くことになつてゐる。
- 6、加盟各團體は、二名乃至五名の代議員を總會に出席させることが出来る。
- 7、總會の外に各地方を代表する代表委員があつて、代表委員會を組織し、總會に代つて緊急の會務を處理することが出来る様になつてゐる。
- 8、更に又代表委員會に代る機關として、常任委員會の制度もあつて常任的に會務の處理に當ることになつてゐる。

9、役員組織としては、會長一名、副會長二名、理事三十五名があつて、會長の命を受けてそれ／＼會務を分擔してゐる。

10、本會の經費は、各加盟教員會が負擔することになつてゐる。

四、如何なる問題を取扱ふか

1、義務教育延長問題

日本の義務教育は、現在六ヶ年制であるが、これを二ヶ年間延長して、八ヶ年制に改めんとするものである。この問題は過去三十有餘年の長い間、懸案として持越して來た問題である。これに對して年限問題よりは、内容改善が先であるとか、更に又義務教育延長の如き學制一部分の改革は意味をなさないとか、若しくは二ヶ年延長の根據が不明だとか云ふ……反對意見もあるが、時代の進運に鑑み内容改善も同時にこれを含めて、年限延長を急速に實施したいと云ふのがその要旨である。

2、小學校教員俸給全額國庫支辨問題

小學校の教員俸給は、總額一億六千五百萬圓に及んでゐるが、既に國庫負擔法に於て九千五百萬圓を負擔してゐるから、猶、後七千萬圓あれば全額國庫負擔になる勘定である。

現在は市町村自治體が國庫より補助を受けて、それに若干の足し前をして、市町村自治體が俸給を支給してゐる。財界の動搖起伏は直ちに市町村の財政に影響して、往々にして俸給の支拂に停滯を來すことがある。斯くして教員の生活を脅威し、甚しきはその地位に不安を感ぜしめる。この弊を除去する爲に、教員俸給全額を直接國庫から支辨してもらはうと云ふ要望となつた譯である。

それにはまづ税制の整理によつて、一定の財源を得てこれを各府縣に給付し、府縣費負擔の名義を以て支給せんとする府縣費負擔案と、直接國庫より支給する國庫支辨案との二種類がある譯である。教員會としては、萬止むを得ない場合の外は、成るべく直接國庫支辨にしてみらひたい意嚮で、これもかなり長い間主張し要望して今日に及んでゐるが實現を見ないでゐる。

3、中等學校入學問題

近時日本の人口増加率は、年々百萬人を突破するの狀態であり、就學希望者も年々遞増の傾向であつて、色々な方法を講じてはゐるが、全部の志願者を希望通り入學せしむることが出来ない。そこで選抜試験が行はれる。この試験にパスする爲には、競つて準備教育が行はれる。その積弊の及ぶ所兒童身心の發達を阻害し、學校教育を根柢から破壊し、眞の人間教育が出来ない結果となつて、年と共にその弊害は助長されて行く。今日では既に單なる教育問題でなく、社會問題として取扱はなければならぬ迄に發展してゐる狀況である。これを救済し、これを解決せんとする處に、問題の鍵が秘められてゐる。

4、學制改革問題

學制改革問題は、前後二十年間に互る懸案であり、小學校、各種中等學校、高等學校、各種專門學校、大學、師範學校、青年學校等を包含する全部の問題であつて、これに對しては、部分的漸進的に解決して行かうとする意見もあるし、全般的に改革しようとする意見もある。何れにしても、

A、年限を短縮する點に於て異議はないが、何年にするかが問題となつて論議されてゐる。

B、學校系統を單一化するか、複合化するか、今日の如き雜然たる姿を組織的に整理しようとする處に、込入つ

た問題がある。

C、教育内容を改善して、時勢に適應した實際的な指導課程を案出しようとして論議されてゐる。

5、皇紀二六〇〇年記念事業

一九四〇年、それは日本紀元二六〇〇年に該當する。この時に躍進日本の劃期的な祝典を舉行したいといふので、國際的には萬國博覽會、オリムピック大會が計畫され、國內的には 神武天皇御即位の聖地、橿原神宮を中心として各種記念事業の計畫を樹て、地方的には各府縣を單位として、諸般の記念計畫が進められてゐる。教員會に於ても、その志氣を鼓舞策勵して、意義のある記念事業を建設したい目的の下に目下準備を進めてゐる。

長い様で早いのは歲月の經過である。待望の日は既に一日一日と近づきつゝある。その節は各位は元より世界の各地よりなるべく多數御來會下さることを衷心よりお待ち申してゐる。

6、國民保健問題

兒童生徒の健康を増進し、來るべき國民の健康を保障すると共に、兒童給食、虛弱兒童の健康施設、夏期學園を初めとして、各種競技運動の獎勵、國技として建國以來の誇りを保つ相撲道の獎勵、劍を以て精氣を練る劍道の獎勵、筋肉の修練によつて體力を練る柔道の獎勵、その他大衆運動場の設置、體育館の開設等、見るべき施設が少なくない。教員の爲には各府縣に療養所の設置を急いでゐる。斯くして國民保健運動は、健康第一を「モットー」として最高潮に達してゐる現狀である。我等教員はその天職に鑒みて、人材を作ると共に健康を作らねばならぬ。國民保健は直ちに以て教育保健の問題である。この觀點に立つて協力一致準備を進めてゐる。

7、全國教員の互助保障法の制定

全國教員の數は、小學校より中等學校、高等學校、大學に至る迄、その數三十萬であることは屢々繰り返へした通りである。これが共濟、共益、互助の爲に諸般の事業を計畫して、全國的統制を保ちつゝ、これが身分の保障に關しては法律を以て規定し、國費府縣費による補助金の相當額を支出し、教員各自の釀出する負擔と相俟つて、安心して教育の爲に全生涯を捧げしめる制度を作り出したと云ふのがその主眼點である。

三、歸 結

これを要するに、世界の各民族はその民族的意識を表現する爲、競つて全力を傾倒してゐる。これは寧ろ當然のことである。凡そ國家の隆運は教育の振不振に俟つ處が多い。この教育の重任を擔ふものは教員である。従つて教員の素質如何は、國家の消長に關し民族の榮枯盛衰に及ぶ所頗る大である。

故に教員養成機關を完備して、教員素質の向上を圖り、その教育力を充實して、國家の進運に適合した教育を擔當せしむるの急務なるは喋々を要しない。更に教員を優遇して、教權を擁護すると共に、その生活を安定せしむる爲、國家は相當の施設をする必要がある。

教員も亦その重責に鑑み、眞の育英道を建設する爲に邁進しなければならぬ。今後に於ける教育の目標は、

- 一、鍛鍊的、自覺的、民族的陶冶
- 二、公民的、國家的、國際的陶冶
- 三、認識、見識、常識の一元的陶冶

にその重點を置き、自律的陶冶を完成し、三千年來傳統する肇國の精神に則り、専ら誠忠を上に誓ひ、至孝その親に

報ゆる所があり、家族制度の國家たる特色を内容として、國民道德を愈々強化大成し、次代に繼承すべき日本精神の方向を示唆し、悠久なる傳統を不朽に培ふの要がある。

教員はこの意氣を體認して協力戮力、一心一體となつて國家的統制を振作保持し、その天職に奉ずると共に國家に奉じ、國家に奉ずるの精神を以て、普ねく人類と民族とに奉じ、眞の平和招來の理想を抱いて日々精進の實を示すべきである。畏くも 明治天皇の御製を拜誦すると

四方の海皆はらからと思ふ代に

など波風のたちさわぐらむ

この御製の御精神を拜察し奉るのに、世界の萬邦ひとしく兄弟の親しみを交はして、平和を樂しむべきであると信ずるのに、波風が起つて、その爲に各民族が不安にかられると云ふ様なことになるのは、誠に遺憾である。……この大御心の中には、世界平和愛好の御聖旨が、國民の指導原理として、確然として光り輝いてゐる。我等教員はその氣宇を大にして、夙夜奮勵しなければならぬ。

世界各國の教育者と一堂に相會合して、茲に教員會部を開催する光榮を感謝し、日本の全國聯合小學校教員會自體の組織内容を申上げ、教育報國の誠を致す爲には、世界の教育者一致團結してこの世に平和を建設する爲の忠實なる使徒となつて、微力を捧げたいと思ふ。

この廣大無邊の原則に起ち上つてこそ、古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる大信念となる譯である。それを提唱して各位と共に、同一コースを進む勇士となり、純眞な魂の……各民族に共通にして平等なる……愛と平和と伸展との爲に……國境を超越した……無限雄大の……天然の……交響樂と致したい次第である。

フィリッピン諸島に於ける教員會

マニラ都市學校課 ジュリアナ・C・ピネダ

一九三五年に於けるフィリッピン群島の公立學校數は七八三〇校、その教員數は二七、八五五人であつた。各教員は、いづれも地方教員會に屬し、又、一、二の全國的教員會に屬してゐた。各種の異つた全國的教員會に共通な目的は教育の發達であり、教員の利益の増進である。

最も有力な全國的教員會は次の通りである。『全國聯合教員會』これは公立私立の學校の教員を入會させる。『フィリッピン師範學校同窓會』この會員は國立師範學校の卒業生でなくてはならない。『フィリッピン聯合公立學校教員會』これは公立學校教員のみに限る。そして、地方教員會の聯合會である。『フィリッピン教育評議會』これは一層會員を制限し、唯教育界に於ける先達の士のみを會員とする。同評議會はその會員のなした研究、調査の結果の報告年鑑を發行する。『フィリッピン學校行政協會』は督學官に依て構成されてゐる。

私が代表してゐるフィリッピン聯合公立學校教員會は最も強力な會であつて、最近、最も注目すべき事業を開始したのである。その年次會は五月一日に行はれ、各地代表が出席して、教育に關する問題を論じ、教員の利益擁護の爲に諸計畫を立てた。しかし同教員會の最も著しい業績は、結核に陥つた教員の爲に療養所を建設したことである。

この案は女學校長ジェロニマ・T・ベクソン女史 (Mrs. Geronima T. Peason) の考案になるもので、一九三五年の年次會に提出され、その備聯合會に採擇された。同案具體化の仕事は全國委員會の手に委ねられ、ベクソン女史が委員長となつた。基金募集計畫、建築物設計畫は社會教育長官及び當時のフィリッピン總督に依託した。關係當局者の許可を得た後、基金募集運動が一九三五年九月に開始された。フィリッピン各公立學校の教員は各々二ペソ (アメリカの一弗に等し) を獻金し、外部の有志者から五ペソの寄附を得た。富豪に對しても寄附金の募集を行つたが好反響を得た。判事ハウサーマン氏はフィリッピンに長年居住するアメリカ人であるが、二萬五千ペソを寄附された。一九三七年、三月下旬に療養所基金を勸定したら、總額一五、八九三、八六七ペソに達した。この中、五百六十萬ペソ、即ち全額の約三分の一は教員から出、三分の二は有志から出たのである。マニラの療養所建設は目下進行中である。九月、即ち來月完了する筈である。建設費は九百七十六萬九千ペソだけしか掛らなかつたので、同聯合會では、南部地方の教員のために、南方の或島に他の療養所を作る計畫を樹てゐる。

世界教育會議への代表派遣の招請を喜んで受けた熱心さを見ても、聯合會がその使命の重大性を次第に自覺しつゝ、あることが明かである。この會議の代表者の旅費は同聯合會から出てゐる。

同聯合會の業績を挙げた後で、同聯合會の最大部門の優れた事業を述べることは不都合ではないだらう。今言ふ部門といふのは、マニラ教員會である。貯金を奨励し、高利貸を防いで、會員の經濟狀況を改善する爲に、マニラ教員會は一九三六年一月に、貯蓄、金融機關を組織した。その現在の資本金は約八百萬ペソである。一九三六年十二月、即ち第一年目の終に、六分の割戻を宣言したが、今年の年末には、少くとも七分の割戻を宣言する筈である。

上述の如き業績の外に、フィリッピン聯合公立學校教員會は、教員に有利な法律を立案させることに成功した。ま

た、全國聯合兩親教師會と協力して、家庭と學校との間に圓滑な連絡を作るために努力してゐる。

全國中等學校女教員會

全國中等學校女教員會理事

竹 田 菊

我國に於ては明治七年（一八七四年）女教員養成の機關として東京に女子師範學校が設立され、明治十二年同校卒業生が女教員として始めて世に送られたのである。當初のこととて學問をしたい人が師範學校に入るといふやうな譯であつて、卒業後職に就く場合など男子に比し低い待遇であつたが、意に介せず勤続年數なども短いものであつた。この頃のこととて遠因をなして今日も猶我國の女教員の待遇は一般に低いのである。次に數に就て見るのに男教員の方が遙に多く、高等女學校（實科高女を含む）に於ては、男教員一〇〇に對し女教員八五・二（一九三三年調査）の比率を示して居る。又女教員の素質を見ると、我國には女子大學、女子師範大學の設けがなく、教員養成機關は女子高等師範學校、女子師範學校等であるから女教員は多く小學校、中等學校の教員で、專門學校に家事裁縫、英語科等限られた少數の人々があるのみである。以上の事實は女教員の地位が低いことを有力に物語るものであるから、數年前から女教員會を組織して一には地位の確保と向上とを旨とし、二には女子教員の研究をして來たのである。

本會の活動

全國中等學校女教員會は全國中等學校女教員の協力一致により會の目的を達せんが爲に毎年全國の女教員が一堂に會し大會を開催し、又平素は教員問題、婦人問題の研究調査を行ひ、講演會懇親會を開き機關誌として會報を年數回發行する。本會が創立當初から今日に至るまで或は大會に於て決議し、建議し調査したるものを分類して見ると四種類となるから、以下四項目に分けてお話することとした。

一、女教員の地位身分に關すること

待遇問題 我國の中等諸學校の教員は高等師範學校、大學、專門學校の卒業者並びに中等教員の檢定試験合格者等であつて、以上の諸學校修業年限は男女共全く同一であり、檢定試験にも男女の區別はないが、職に就く時には女子の方が初任給も低く昇進も遅く、國家から受ける待遇も低いのである。この點を遺憾とし女子の爲に昇進の道を開き公立高等女學校長、府縣視學、文部省督學官等に採用されたいといふことを大會に於て決議し當事者に決議の實行を要望した。

一、身體の養護に關すること

妊娠保育の問題、保健問題等につき研究し、産前産後は正規の休養をとり保育期間中は授乳につき便宜を與へられるやう要望した。

一、女子教育上より見たる女教員の價值

女子が子女教育の任務を賦與されたる點より見て、教育上女教員の活動に俟つものが多い。又校務、教授、訓練上について見るに學校教育としては男女の間には大體に於て差別なく従つて校務監督者の一人として差支ないのである

から校長、教務主任、教頭としても職責を果すことが出来る。それ故女教員に重要な地位を與へられたいと要望した。

調査研究せる事項

女學生の思想傾向の調査。宗教的信念に關する調査。ハイキングと登山の研究等を行ひ、教育上有益と考へたから、或はパンフレットを作成して各學校に配布し、或は會報誌上に發表した。以上の外、義務教育延長、教育制度改革、民法改正、選舉肅正運動などに參加したのである。

本日の諸講演の概要

委員長　ロイ・W・クラウド

竹田夫人が述べられたことに就て何か御質問はありませんか。各々の國民に取つても考慮しなければならぬ夫人のお話の主なる特色は、少女には指導が必要であると云ふお考へであると思ふ。而してこれは恐らく教員、一團體内の教員としてのみならず、各學校の教員として一考を要する大切な點の一つである。皆さん竹田夫人に何か御質問はありませんか、夫人は十分にお考へを御説明下さつたので質問の必要もあるまいかと思ふ。扱、今朝伺つたお話を要約してみよう。

まづ第一に、カナダ代表のお話に於ては團體としての教員會の價值、及び團體活動がカナダ諸學校に齎らした効果の數々、即ち、教授條件の安定化と教員の職業化に就て大要を述べられた。私も教員の職業化が最も重要であると思ふ點には全く同意見である。教員としての責務を果す爲には教育の仕事は職業化せられねばならぬ。醫術が職業であり、法律が職業であると同様に教育の仕事も職業となつて始めて、我々は自分の國を指導して行くことが出来るのだと云ふことをカナダ代表は云はれたものと思ふ。

聯合小學校教員會長の御考も同趣旨で大體左の如く解せられると思ふ。即ち、團結して始めて——教員の協同團體を作つて始めて——我々は學校の爲に最善を盡すことが出来るようになるのである。我々の指導に俟つ青少年女達にその具備すべき條件を具へしめることが出来るのである。そしてこのことは我々の責務でもあるのだと云ふ御趣旨であつたと思ふ。

フィリッピン代表は、教職にある男女の機會均等の問題を提起せられたのである。代表はお話の中で、合衆國の所謂信用組合に相等する團體の結成のことを説明せられた。教員は自らの手に依て組織した貯蓄機關を持つて居て上記代表のお話によれば昨年度はその團體は貯金に六分の利子を附し、一方貯蓄を利用して多額の金を低利で融通することが出来たとのお話であつた。私は教員が借金をしなければならぬ場合その利率が法外に高い國もあると云ふことを知つてゐる。他の文官と同様に共立學校に奉職してゐる教員にも毎月の初めに俸給が支拂はれ、又他の職務と同様、又は他のお役人と同様、教員も亦長い休暇に借金をしないで生活の調整が出来るように、十二ヶ月間毎月給料が支拂はれる時が全世界の國民に等しく來ることを希望する。そしてこれがビネダ夫人の報告せられたフィリッピン教員會の活動なのである。

更に、我々は夫人から、フィリップに於ても日本と同様の療病施設——これが趣旨に賛する人々を以て組織する療病施設——の計畫が行はれてゐることを聞いた。夫人の國に於ては大部分の費用は大衆より募集した。巨額の金が獻金せられ、既に結核病者のために病院が一つ建てられた。教員會に屬する者で——フィリップの全教員が會員であるがこの病に冒されてゐる人々は入院してその最も必要とする治療を受けることが出来るのである。實に嘆稱すべき事業がこの團體に依てなされてゐる。最後の發表者は、教育事業に於て、婦人にも平等の權利と均等の機會が與へられなければならないと云ふことをお話し下された。惟ふに、太平洋對岸の我が米國及び歐洲方面に在つては女教員達は教育事業参加に就ては東洋方面の婦人よりは遙に大なる機會に恵まれてゐる。幼ない少年少女は子供の發育生長を理解する人々に依て指導せらるべきものであるから、女教員が平等の機會を與へられると云ふことは是非とも必要であると共に又その權利でもある。我々は今朝ここに於て、世界の或る國々の教員團體は教員に取つて、將又生徒に取つて何をなしつゝあるか、と云ふことを學ぶの絶好の機會を與へられたのである。

土曜日にこの部門の第二回の會合を開く。お集りの節は出来るだけ多くの國々の代表から御意見を發表して戴きたい。土曜日の會には「教育會は何をなすべきであるか」「各自の國では如何なる改善を必要とするか」「各自の團體に於て研究を希望されてゐるのは如何なることか」の問題を研究して來て戴きたい。各國教員共通の問題として研究し考慮しなければならぬやうな問題は世界聯合教育會に取上げさせるやうにすることも出来よう。扱、今朝は死んで國家の爲に盡すと云ふのでなく、生産的な仕事即ち人類の爲に有用な事業に従事することに依て國家に盡すことの出来るようにする爲には、國家間の問題は鬭争に訴へずに融和の精神と論議を盡すことに依て解決が得られるよう、世界親善の確立、地上の平和、全人類の善意の確保と云ふことをはからなければならぬが、この點に就て重要な役割

を爲す大きな團體、即ち教育團體が行ふに價する事項と云ふものを我々は究明せんと試みたのである。今日のこの會は皆さんには有意義であつたことと思ふ。本朝論文を用意して下さつた方は皆さんに知識や、教訓や忠告を與へんと切に望んで來られたものと思ふ。

議 論

「世界聯合教育會への参加は現に教職を奉ずる人々にのみ限られるか」と云ふ質問が發せられた。

委員長

世界聯合教育會は教育團體より成り、各國家の教育會に席を有する人々はその團體の會員資格を通して世界聯合教育會の會員たる資格を有す。即ちこれ等教育會の會員は世界聯合教育會に参加し得る。たゞ、世界聯合教育會の「議決權を有する代表」には自國又は自州の會から正式に任命されてゐる人々のみになることが出来、會員資格を得ると共に世界聯合教育會の發行する雜誌の送付を受けることになつて居る。この代表者會議に於ける議決權を有する會員資格は各自の屬する國家團體に依て選舉せられた人々に限られると云ふ唯一の制限事項である。

第二會議

私立中等學校恩給財團

千代田高等女學校長 泉 道 雄

(一) 私立中等學校恩給財團の沿革

大正九年我政府が公立學校職員年功加俸令案を第四十二回帝國議會へ提出した時、教育界は勿論大歡迎の意を表した。しかしながらこの法令の恩恵が、公立學校職員のみに限らるゝに於ては、公私學校職員の待遇上に、益々大なる懸隔を生じ、その結果は私學の不幸となることを免れない。元來公立學校職員は、國家から官吏待遇を受けて、一定條件の下に位階勲等を授けられ、その俸給も比較的厚き上に、恩給法の恩恵もあるから、私學の職員に比すれば格段の優遇を受けて居る。然るに今年功加俸令が制定されて、獨り恩恵に浴することは、不釣衡で、私學當事者の黙過し難い所であつた。

そこで有志中等學校長數名が、騒起して、全國私立中等學校の結成を唱へた所、各校翕然としてこれに和し、大正九年二月十五日を期して、その創立大會を開き、左の通り議決した。

本會は公私立中等學校教職員の差別待遇を撤廢し、年功加俸、退職料、遺族扶助料の制を、私立中等學校教職員に均等ならしめんことを期し、まづ本年政府の提案にかゝる年功加俸案に於てその必成を期す

依て實行委員二十名を選び、各校より運動費を醸出して、政府及び貴衆兩院議員に對し猛烈なる運動を開始した。この運動は多大なる感激を與へたに關らず、俸給と年功加俸とは同一經濟から支給せねばならぬといふ、文部省當局の見解が暗礁となつて、政府案はそのまゝ、議會を通過することとなつた。しかしながら衆議院議員中には、熱心なる私學の支持者が澤山にあつて、政府案審議の際、政府委員に對し盛に公私平等待遇を要求したので、政府委員もこれを諒とし、他日別途の方法に依て、その趣旨の達成を圖るべきことを公約するに至つた。

聯合會は大正十一年三月、恩給財團設立の件を議決し、同時に政府に對して先年の公約實行を迫つた所、十二年七月に至つて、時の普通學務局長(山崎氏)から「政府は恩給財團設立後に於て補助金交付の用意ある」旨を聯合會委員長へ通告された。依て委員長は時を移さず急遽設立準備に著手し、同年八月四日文部大臣へ設立申請書を提出した。しかるに大震災災による文部省の焼失及びその後の再焼失等により、再三申請書の提出を反復せし爲、翌十三年七月二十四日漸く文部大臣の認可を得、同年十月三十日より事業を開始したのである。

創立以後の財團は極めて順調に發達し、待望の政府補助金は昭和四年度より交付せられ、昭和七年十月には長くも恩賜金拜戴の大光榮に浴し、猶同年十二月、三菱合資會社より三萬圓の寄附金を受くる等、慶事續出して、今や八千餘人の會員と、二百二十萬圓の財を擁するに至つた。

(二) 私立中等學校恩給財團の規定要旨

一、目的及び事業 本財團は、私立中等學校教職員の勤績獎勵と、相互扶助とを目的とし、その事業として私立の中等學校、高等女學校、文部省認可の實業學校及び文部省認可指定學校の教職員にして退職又は死亡したるとき、一時金、年金又は一時扶助金を支給す

二、財團の組織

(一) 加盟學校設立者

(二) 加入教職員

(三) 評議員、理事及び監事。總て名譽職とす

1. 評議員 三十名以上、加盟學校設立者總會にて選舉、任期三年。評議員會の主要任務は資産の管理及び處分、規程の變更、理事及び監事の選舉等とす

2. 理事 定員十八名の中、十五名は評議員の互選により任期三年とし、他の三名は文部省高等官とし理事長よりこれを委嘱し任期を定めず。理事會は事業上の總ての問題を議決し且これを實行す

3. 理事長一名 理事互選によつて定められ、本財團を代表し且事業一切を統督す

4. 監事三名 この中二名は評議員會にて選舉し任期三年、他の一名は文部省高等官とし理事長より委嘱し任期を定めず。監事は會計事項を監査す

(四) 事務員若干名 この中一名を主事とす、理事長これを任免し俸給を支給す

三、加盟學校設立者の納金義務

1. 加盟納附金 これは加盟を申込む際、一回限り納附するものにて、その學校の學級數に應じ、一學級につき五圓の割合とす。但し五學級以上の學校に於ては五學級づつ年賦にて納附することを得。加盟納附金は本財團の基本金として保存せらる

2. 負擔金 これは加入教員の爲一名につき一圓の割合にて毎月納入するものとす

四、加入教職員の納金義務 「教職員納入金」の名に於て加入の月より毎月一人につき一圓づつ、その學校設立者を經て納入するものとす。但し加入後四十年間この義務を完了するときは其の後の納金を免除せらる

五、一時金 加入教職員がその學校設立者と共に毎月の納金義務を完全履行し加入後滿一年以上滿十五年未滿にして退職するときは左表に依る一時金を本財團より支給せらる

○一時金支給金額表

支給金額圓	年 數	
	滿一年以上未滿	滿二年以上未滿
三〇	滿一年	滿二年
六〇	滿二年	滿三年
九〇	滿三年	滿四年
一二五	滿四年	滿五年
一六〇	滿五年	滿六年
二〇〇	滿六年	滿七年
二四〇	滿七年	滿八年
二八〇	滿八年	滿九年
三二五	滿九年	滿十年
三七〇	滿十年	滿十一年
四二〇	滿十一年	滿十二年
四七五	滿十二年	滿十三年
五三五	滿十三年	滿十四年
六〇〇	滿十四年	滿十五年

一時金を受くる資格ある者死亡したるときはこれをその遺族に給す

六、年金 加入職員がその校設立者と共に毎月の納金義務を完全に履行し在職滿十五年以上を經て退職したる時は左表に依る年金を本財團より終身支給せらる

○年金支給金額表

年數	年金圓	年數	年金圓
滿十五年以上	三〇〇	滿十六年以上	三〇五
滿十六年以上	三〇五	滿十七年以上	三一〇
滿十七年以上	三一〇	滿十八年以上	三一五
滿十八年以上	三一五	滿十九年以上	三二〇
滿十九年以上	三二〇	滿二十年以上	三二五
滿二十年以上	三二五	滿二十一年以上	三三〇
滿二十一年以上	三三〇	滿二十二年以上	三三五
滿二十二年以上	三三五	滿二十三年以上	三四〇
滿二十三年以上	三四〇	滿二十四年以上	三四五
滿二十四年以上	三四五	滿二十五年以上	三五〇
滿二十五年以上	三五〇	滿二十六年以上	三五五
滿二十六年以上	三五五	滿二十七年以上	三六〇
滿二十七年以上	三六〇	滿二十八年以上	三六五
滿二十八年以上	三六五	滿二十九年以上	三七〇
滿二十九年以上	三七〇	滿三十年以上	三七五
滿三十年以上	三七五	滿三十一年以上	三八〇
滿三十一年以上	三八〇	滿三十二年以上	三八五
滿三十二年以上	三八五	滿三十三年以上	三九〇
滿三十三年以上	三九〇	滿三十四年以上	三九五
滿三十四年以上	三九五	滿三十五年以上	四〇〇
滿三十五年以上	四〇〇	滿三十六年以上	四二〇
滿三十六年以上	四二〇	滿三十七年以上	四四〇
滿三十七年以上	四四〇	滿三十八年以上	四六〇
滿三十八年以上	四六〇	滿三十九年以上	四八〇
滿三十九年以上	四八〇	滿四十年以上	五〇〇

七、一時扶助金 年金を受くる資格ある者又は年金を受けつゝある者死亡したる時は左の通りその遺族に一時扶助金を支給す

(一) 在職中死亡したる時は前表年金額の四倍

(二) 年金を受けつゝある者滿三年未滿にして死亡したる時は前年度金額の四倍より既に支給したる年金合計額を控除したる残額を支給し滿三年以上にして死亡したる時は一率に年金一ヶ年分を支給す

八、給與金算出の基準 教職員が本財團に加入したる日より退職に至るまでの總月數を數へ、その中より一年未滿の月數を切捨て、その年數が滿十五年以上なるときはこれに相當する年金を給し、以下なるときはこれに相當する一時金を給す

一時金の支給を受けたる者、再び加盟學校に就職して本財團に加入するときは、その後の在職年月數を前の在職年月數と合算して年金支給額を定め、前に給與したる一時金を、五ヶ年賦により年金より控除す
 再加入者退職の場合に於ける一時金支給については再加入後の在職年數のみによりて計算す
 九、加盟手續 學校設立者が本財團に加盟せんとするときは左の書類及び納金を理事長に送附すべし。用紙は請求次第本財團よりこれを交付す

1. 加盟申込書
2. 學校要目表
3. 加入教職員報告書
4. 加盟納附金
5. 教職員納入金
6. 學校負擔金

以上の外詳細なる事項は恩給財團の「寄附行爲」及び「寄附行爲實施規程」によりて御承知ありたし

(三) 恩給財團事業の現狀

第一表 加盟學校數及加入教職員數調 昭和十二年四月末現在

學校種別	事項		私立中等學校總數		加盟學校		加入教職員		
	增	減	現在數	增	減	現在數	加入	退職	
中 學 校	一	—	一一〇	—	—	九六	一二七	—	二、一二三
高 等 女 學 校	五	—	二四六	—	—	一八〇	二八九	—	三、二七四
認 定 學 校	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女 學 校	—	—	三五	—	—	三一	五七	一五	五七五

第三表 各年度一時金支給人員及び金額調

一時金合計	勤続年		普通一時金	數別			年
	金額	人員		人員計	一年以上	一年未滿	
—	—	—	—	129	—	129	大正三
1,020	—	—	1,020	209	51	158	四
5,345	—	—	5,345	289	239	50	昭和一
8,045	—	—	8,045	298	251	47	二
13,470	—	—	13,470	354	317	37	三
23,735	—	—	23,735	415	365	50	四
53,542	4,701	82	48,841	594	452	142	五
63,881	3,753	79	60,128	559	511	48	六
75,243	5,449	91	69,794	540	495	45	七
82,018	4,809	72	77,209	584	500	84	八
69,034	2,623	42	66,411	575	476	99	九
80,623	2,549	45	78,074	644	567	77	十
85,442	1,527	27	83,915	704	617	87	十一
561,398	25,411	438	535,987	5,894	4,841	1,053	計

資產總額(現金)	出入		出計
	歲入超過額	歲入	
一、六〇一、八四七・五八	二八〇、三四三・三六	七五、九五五・二三	九、五四四・二三
一、八八六、五七六・〇七	二八四、七二九・四九	八八、一八・五一	七、一二三・四三
二、一八六、二四五・九四	二九九、七六九・八七	一〇〇、六二一・四八	八、五六一・八八

第二表 最近三年間の歳入歳出調

事業費	歳入						昭和三	昭和十	昭和十
	計	資產收益	寄附金	雜收入	負擔金及納入金	政府補助金			
六六、四一・〇〇	三五六、二九八・五九	五八、八七〇・九〇	一〇、〇〇〇・〇〇	一、一〇三・六九	一五二、六八九・〇〇	一、〇三五・〇〇	昭和三	昭和十	昭和十
八〇、九九五・〇八	三七二、八四八・〇〇	六九、三五〇・四〇	—	一、二四五・六〇	一七一、三六二・〇〇	一、二九〇・〇〇	昭和三	昭和十	昭和十
九二、〇五九・六〇	四〇〇、三九一・三五	七六、三〇二・五八	—	一、三六一・七七	一九一、三九七・〇〇	一、七三〇・〇〇	昭和三	昭和十	昭和十

計	乙種實業學校	實業學校			
		職業	商業	農業	工業
一五	一	二	四	—	—
五	三	—	—	—	—
七三九	三七	一二九	一二四	六	九
一〇	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
四八四	七	五一	八八	六	五
七六六	八	四八	一八六	二	二四
二二七	—	二〇	三九	—	四
八、六〇四	五七	五三一	一、四九七	八五	一三五

第四表 年金支給状況

退職者ノ在職年數	規定支給金額	昭和十一年度支給人員		支給金額
		十年年度開始	十一年度開始	
滿十五年	三〇〇圓	一	八	四二四・八〇
〃十六年	三〇五圓	二	一	五八二・八〇
計		三	八	一、〇〇七・六〇

- 一、年金請求者は昭和十年度に初めて發生せり
- 二、年金は毎年一月七月の兩回に前半年分の額を支給す
- 三、勤続年の加算を受くる者はその期間の毎月納入金を控除せらるゝ規定なる故、第一年度の年金支給額は規定額よりも少なし
- 四、一時扶助金請求書は十一年度に初めて發生しその人員は四名、支給金計四千六百二十圓なり

世界平和の理想に關する教育の振興に就て

教員會として考慮すべき諸點

ケンタッキ
教育會幹事 W・P・キング

委員長が發表せられた題目は私が申し上げようと考へてゐることと聊か違ふので、委員長のお許しを蒙つて一言お断りして置きたい。私はこれから教育事業と並行して世界平和の理想を進めて行くに就て教員會として考慮すべき諸點と云ふものを論じて見たいと思ふ。教員會が世界親善に就て何か爲し得るといふこと、並びにこれを爲すに就て確實な方法が存するといふ見解を中心に、極く手短かにお話をしてみたいと思ふのである。

まづ、教員會なるもの、性質から述べて見たい。現代文化に對する自惚れから異教的暗黒時代として輕蔑する二千有餘年の昔、彼のプラトンは『國王が哲學者であり、哲學者が國王である國家はこの上もなく幸福である』との不朽の名言を世に與へた。一國家の偉大さ、永續性、威力は國民の教育に依存するといふ根本的原理をこの言葉以上に適確雄辯に言ひ表した文句は近代思想の中には見出せないといふことを、私は敢へて今日皆様に申し上げたい。約二千年間教育思想、教育政策上の指導者達はこのプラトン哲學を實現すべく努力して來たのである。しかし乍ら世界の教育界の先達が教員の進歩も教員の福祉も、共に組織的努力によつて促進されるものであるといふ考へを抱くに至つたのは、十九世紀も後半に入つてからのことである。斯くして百年足らず前から世界各地に教員會と云ふものが生れて來

始めたのである。最初はこれ等の教員會は教員の福祉の増進と云ふことをその主眼とし、今日に及んで来たものであつて、過去數日間、この世界會議に於て行はれた討議も、教員會が教員の幸福の促進に關して抱いたこの關心の程を示してゐる。今日はこの席に於て過去卅年間に互る教員會の根本目的の一つが論議された。我國の教員會及び皆様方の祖國の教員會は、働き盛りの時代を教育奉仕に捧げた教員が晩年に或程度の生活保證の與へられた報酬を得て老境に入ることが出来るように、退職手当制度及び恩給制度に關する法律の制定といふことに努めて来たのである。しかし今日では、人類活動の他の分野に於けると同様、教育界も新時代に入つた。時代の進運に伴つて教員會の活動範圍も擴大せられなければならぬと私は考へてゐる。我々の視野を擴めて、地方的利害の獲得以上に進まねばならぬ。そこで、私は今日、世界中の教員會はこの世界聯合教育會が根本方針とする目的、即ち國際親善の理想の達成と云ふことに就て、大いに爲すあるを得べきことを申し上げたいのである。

そこで御許しを蒙つて、實際的綱目と信する諸點を少し述べる。これ等の綱目は確かに簡單である。確かに簡單ではあるが、私が申上げる十箇條の綱目はどれも皆様が祖國に持ち歸つて、大いに實踐することが出来るものと信する。若し、各國の教員會の代表者たる皆様がこれを爲すならば、この會議の目的とする處のものを達成するの途につきことにならう。時間を節約し且は簡にして要を得るよう、此處に書留めて置いた十箇條の要旨を讀上げる。簡單なことであるから、何處の國の教員會でも國際親善、ひいては世界平和の建設の爲に實行の出来る事柄である。

第一、各教員會はそれ／＼國際委員會を設置すべきこと。扱、今日此處に出席の皆様はすべて、教員會内の國際委員會の職能に就ては、少くとも多少の知識は持つてゐられるのであるから、私がこのことを詳述する必要はないが、我國に於ける教員會の大多數及び皆様の祖國の教員會の中には、國際事件を取扱ひ、會員に國際事情の真相を傳へる

べき國際委員會の設けの無いものがある。

第二、國際親善の題目を何れの教員會に於てもその計畫中に入れること。多數教員の集まる會議の行はれる毎に、その會議の主題の如何を問はず、それが或る期間に互る會議であるならば何等かの機會に何等かの方法を以て國際親善の理想を議題に供し、以てその理想が凡ゆる場合に教員の前に提示せられるようにすべきである。

第三、教員會發行出版物には必ず國際親善を主題とせる論文を掲載すべきこと。世界中の殆ど總ての教員會は各々何か會員の仕事に關する會報、或は新聞、定期刊行物の類を發行してゐる。これ等の刊行物はいづれも、毎號何か國際事情に關する記事を掲載すべきである。

第四、各國教員會は定期的行事として、國外より講演者を招聘し、國際關係を主題とせる講演を聴取すべきこと。他國から講演者を招いてその國情や教育事情を自國民に話して貰ふといふことほど、教育家の計畫に生命と熱情を加へ、生彩を附與するものは無いと私は思ふ。私が管理してゐる我州の教育計畫では、毎年、海外の或國からその國情、教員、教員の問題等に就て語るべき者を招くことになつてゐる。そして殆ど例外なしに、その日は我々の行事の中で最も生彩ある興味多き日である。他國に於ても同じことが言へると私は思ふ。

第五、教員會はニュース版、通告、會報等を通じて、他國の情勢に關する興味ある問題をその會員に傳へること。皆様の教員會が刊行物を出してゐるならば、皆様はそれを讀んで居られることであらう。大抵の教員會は刊行物を出してゐるが、その中に皆様が行つてゐられることと同じ有りふれた日常行事、而も他國に於て行はれてゐる行事に關する記事が載つてゐるなら、これほど興味あるものはない。我々はこの種の文章によつて常に興味を唆られるものだ。この種の文を讀むと、何となく、海外の他國民に觸れる何か名狀し難い漠然としたものがあなたの方の心に生ずる。何

か他國民と自分とを結びつけ、共通の興味を與へ、他國民に對して一層溫い心を起させ、それによつて親善の念を植付けるものが生ずる。

第六、各國の教員會はその會員に、他國の教員會の特徴、活動を知らせること。私の國の教員會が爲てゐることを知つてゐる人があなたの國に何人居るであらうか、又、私の國の教員でシヤム、ドイツ、インド、日本等の教員會の實際の活動を知つてゐる者が何人居るであらうか。比較的少數である。だが我々の教員會がその知識を得て普及させるならば、他の教員達全部に彼等が今抱いてゐる觀念とは全く違つた觀念を與へるであらう。

第七、各教員會はその會員に外國研究、海外旅行を奨励すべきである。このことはこの世界聯合教育會が行つてゐる優れた事柄の一つである。若し、世界教育會議が今から二年後に世界の何處かの市で行はれて、何等計畫もなく、討議も行はないとしても、若し卅六、七ヶ國の代表が一所に集り、懇ろに交はれば、それだけでもその様な會は意義があるであらう。勿論その上、各國教育界の權威の手に成る素晴らしい報告が加へられ、ば、申し分なく、最早この様な會議の價值を適當に衡る人間的手段がなくなるのである。

第八、各教員會は世界聯合教育會の存在とその目的を普く世に知らしめること。私はアメリカ合衆國について言ふが、アメリカ合衆國の大多數の教員は世界聯合教育會の原則及び目的に就ては殆ど、或は全然知識を持つて居らぬ。その起源に就ても、その歴史に就ても、その目的に就ても、將又、世界平和、國際親善の根本理想の爲に何か價値ある貢獻をなさんとする努力等に就ても、殆ど、或は皆目知らないでゐると述べても不當ではあるまいと信ずる。そこで私は、この會議の代表者は祖國に歸つて、來るべき二年間に教員會の會員全部が、この美はしき國日本、素晴らしい東京市で行はれた大會議のことを詳しく知ることの出来る様に努力すべきであると申上げたい。

全國小學校聯合女教員會（要旨）

全國小學校聯合女教員會副會長
東京市志村第一小學校長

木 内 キ ヨ ウ

我邦の女性は、古來家庭に在つて、子女の教育と、夫の内助者となつて家政を整理することが、習慣となつて居る。處が、明治時代より、女子も社會に送り出される様になつてから、小學校女教員と云ふものも、裁縫の先生の外に進出する様になつたのである。今日では全國三十萬の小學校教員の内三分の一は女教員がその位置を占めて居るが、當時に於ては女教員は男教員の補助的立場に置かれ、地位待遇は極く低く、團結力も薄弱なるものであつた。然る所、大正六年十月、時の帝國教育會長澤柳政太郎先生が、次第に増加しつゝある女教員の向上を計らうとして、全國女教員の大集合、即ち、第一回全國小學校女教員大會を、東京神田の帝國教育會舊館に開催された。案外の盛會で、第二回を大正九年五月に、又、第三回を大正十一年七月に開催した。毎回出席者増加するに従ひ、組織的女教員會設立の必要が痛感されるに到つた結果、全國各地方代表者の審議に依り、大正十三年五月全國小學校聯合女教員會の結成が成立した。その目的とする處は、全國に分立する小學女教員會の協同團結に依て、各自の自覺を促し、教育上の研究心を旺盛にし、その實際的能率を増進させ、以てその地位の向上を圖るに在る。現在、東京市神田一ツ橋帝國教育會内に本部を置き、専任執行機關に依り、對內的に會員の團結を強固にし、又對外的に社會事業に参加すると同時に、

國際的事業に協力して、我國民教育を分擔する女教員の活動樞軸となつて居る。その事業として毎年一回總會を開催して、教育上須要なる事項の研究、討議を行ひ、又、その目的達成上重要なる建議、請願等を當局に提出し、又、時々有益なる講習會及び講演會を開催して、會員の知識増進、精神修養に資して居る。

右事業中に採擇せられたる問題の重なるものを表示すれば、

- 一、各科教授法及び内容の研究討議
 - 一、小學校女教員の産前産後休養期間改正（六週間に延長）運動達成
 - 一、小學校女教員を校長並びに視學に採用方建議の件、漸くその途が開かれた
 - 一、小學校女教員の地位向上並びに擁護問題に關し、輿論を喚起して居る
 - 一、中等學校入學試験制度改善に關し、「母の心構」を語る講演會を開催
 - 一、國民公德心向上に關する運動に参加
 - 一、師範學校制度改正問題に關する調査の發表
 - 一、義務教育年限延長問題に關する意見發表
 - 一、國際的協力の必要上、汎太平洋婦人會議に女教員參加運動を起し、毎回代表を派遣して居る
 - 一、小學校女教員として、日支親善運動に關する國民外交の一助をなす計畫着々實現しつゝ、あり等々、各問題は、研究調査から、公表實現に努力して居る。
- これ等多數の會員の團結を強化し、順次發表せらるゝ問題や記事の整調、統制を計る爲に、機關雜誌を毎月發行し

て會員各個に配布して居る。その創刊は大正十四年四月三十一日である。『小學校女教員』と命名せられた本誌の完璧を期することは、會員同志の熱心なる職責觀念と、自覺實現の眞摯さに均等して達成されることを痛感し且期待して居る。而して我々はその目的に邁進してゐるのである。

役員選舉

八月七日會議終了後、次回役員の選舉を行ひ左記の兩氏、委員長及び書記に選舉せられたり。

委員長 川邊喜三郎
書記 H・ハンフリー

決議

本部會は左の事項を決議採擇せり。

- 一、各教員會はそれ〴〵國際委員會を設置すべきこと。
- 二、各教員はその綱領中に國際親善に關する一項を記載すべきこと。
- 三、會發行の出版物には必ず國際親善を主題とせる論文を載録すべきこと。

- 四、各國教員會はその定期會合には國外より講演者を招聘し、國際關係を主題とせる講演を聴取すべきこと。
- 五、各教員會はその報告、通信、會報等を通じ、他國に於ける教育活動の種々につき、會關係者に傳達すべきこと。
- 六、各國教員會は他國教員會の性質及びその活動狀況を會員に知らしむべきこと。
- 七、各教員會は會員の外國研究並びに外國旅行を獎勵すべきこと。
- 八、各教員會は世界聯合教育會の意圖並びにその行動を詳細に報導普告すべきこと。

寄稿

ポーランドに於ける教員の職業團體

ポーランド組織委員會

ポーランドの教員の職業的運動は、第一期に於て歐洲の三帝國、ロシア、ドイツ及びオーストリアのポーランド分割に歸因する社會的政治的不自然困難な事態の下に發生し發達したのである。

侵略國は政治的見地よりポーランド教員團體の結成に反對し、後年自由解放の潮流に押されて讓步せねばならなくなつた時も、色々な手段に訴へてこれ等團體の發展を阻止せんとした。更にポーランドの三分割はポーランド教員團體間の接觸を不可能ならしめたので、占領された地方々々で個々別々の團體として發達した。

しかし乍らポーランド教員の團體結成への運動には共通の目的があつた。即ち、政治的自由を回復せんが爲の獨立運動の發展、ポーランドの教育の發達、並びにポーランド教員の利益擁護を目的とする職業團體の結成と云ふことであつた。

國家的政治的壓迫の烈しかったロシアの支配下にあつては、教員の活動は獨立を求め政治運動となつて現はれた。一つの理想——獨立の回復——に向つて、秘密政治結社の活動に非常な目覺しい役割を演じ、秘密教育事業を企てた。一九〇五年ロシア政府支配下に二つの大教員團體が生れた。一つは、保守主義的傾向を持つたポーランド教員會、他は進歩主義的傾向を持つたポーランド教員組合であつた、更にその他數個の小地方團體があつた。これ等は何れも中等教員團體であつたが、同時に小學校教員をも會員となし、小學校教員部を置いた。

オーストリア支配下の状態はこれとは些か趣を異にしてゐた。オーストリアの内部的崩壞の増大と内政上の困難から、政府は讓歩的傾向があつた。ポーランドの國民には可成りの廣汎な自治が許されてゐた。かゝる情勢の下に教員の團體的運動は職業運動の特質を持つ様になつた。しかし此處でも亦政治的自由のために鬭争せんとする國民の考へが主眼となつて一切の集團運動に特異の色彩を與へた。

オーストリア政府の支配下に於ては左の如き結社が活動した。教育學會 (Pedagogical Society) (保守派一九〇五年) ガリシア小學校教員會 (National Primary School Teachers' Association of Galicia) (一九〇五年) の二つは何れも小學校教員の結社であつた。中等教員は別の結社を結んだ。即ち中等學校教員會 (Society of Secondary School Teachers or T. N. S. W. (一八八四年) がこれである。

ドイツの支配下にあつては、卓越せる教育學者エバリスト・エストコウスキー (Evarist Estkowski) の手によりポーランド最初の教育學會が設立せられたに拘らず、職業運動は最も微弱であつた。嚴格なるドイツの制度のためポーランド國民の團體的活動は不可能であつた。

歴史的な大事件——一九一八年のポーランド獨立國の再生——は教員團體の發展に非常に大きい影響を及ぼした。

各々孤立してゐた三分割地方を合併して統一國家が出来ると同時に、教員は職業運動を統一せんとして目覺しい活動を行つた。そしてその結果、それ〴〵企圖こそ違へ、ポーランドを一九として活動せんとする數個の結社が一九一七年——一九一九年の間に結ばれた。

ポーランド教員會と中等學校教員會の合同の結果、中等學校專門學校教員會 (Society of Secondary School and Academic Teachers or T. N. S. W.) が生れた。一九一九年にはポーランド中等教員職業組合 (Professional Union of Polish Secondary School Teachers) が生れた。

ポーランド小學校教員組合 (Union of Polish Elementary School Teachers) は、ガリシア小學校教員會とポーランド小學校教員會との合同の結果生れた。この運動は更に進展してポーランド小學校教員組合とポーランド中等教員職業組合を合同して一九三〇年にはポーランド教員組合 (Union of Polish Teachers) が生れた。

ポーランド教育學會の活動から進展した小學校教員キリスト教國民協會は全ポーランドに擴がり、又數個の地方教員團體の結合に成るポーランド豫備校教員教育家組合は一九一七年に出來た。

一九二七年實業學校教員會 (Association of Professional School Teachers) が作られた。これ等の團體は傾向はそれ〴〵皆違つてゐるが本質的には總て同じく非政治的團體である。

ポーランド教員組合

ポーランド教員組合はポーランドに於ける最大の教員會であつて、豫備校から大學の教授に至るまで凡ゆる方面、階級、専門の教員を包含してをり、凡ゆるポーランドの重要教育問題に關係して活動する。その會員數は五一、八〇〇

○名、即ち全ポーランド教員の六〇パーセントを占める。

中等學校專門學校教員會

中等專門學校教員會(T.N.S.W.)は、中等學校及び高等專門學校の教員より成り、六、〇〇〇の會員を有してゐる。

會則は左の如くイデオロギーを明かにしてゐる。

第三章、本會は、非政治的團體にしてポーランド國に於ける中等學校及び高等專門學校の教員の團結を計るを任務とす。本會の目的に二つあり。一つはイデオロギー的目的であり、他は職業的目的である。

イデオロギー的目的は左の如く解せらる。

1. 教員の科學的、教育的、市民的素質の完成及びその個性の發展
 2. 本會員に同志精神、職業的連帶の精神、社會協同の態度の普及
 3. 教育の實際に關する觀察及び實驗の結果及び一切の最近の科學的成果の交換
 4. 一般公衆をしてポーランドの學校教育に對する關心を喚起せしむること
 5. 學術的研究及びその結果を一般公衆に周知せしむること
- 本會の職業的目的は左記一般的傾向により明かにせらる。
1. 教員の充分なる生活並びに勤務條件を保證すること
 2. 社會的地位に於て、又國家當局との一切の關係に於て、教職の高い道德的威信を保證し維持すること

3. 學校組織に關する事項殊に中等學校關係の問題に對する教員の發言權を保證すること

4. 國家乃至地方當局に對しても又私立學校經營者との關係に於ても、一切の教員の權利を全體的にも個人的にも擁護すること

これ等の目的を實現せんとして努力してゐる T.N.S.W. は全國に分布せる「部會」(circle)を通して全ポーランドに到る處に眼覺しい活動をして來た。この「部會」は本會の最小單位で會員が十人に達すれば何處でも設けることが出来る。今年中(一九三七年)に當會は一二六の部會を持つに至つた。この部會が合して八の區會(territory)を形成して居る。

T.N.S.W. の最高機關は部會代表者總會及び理事會である。理事會本部はワルソーに置かれ、中央委員は理事會の執行機關を以てこれに當てる。理事會の活動を一層效果的ならしめるために、特別委員會が各部門に互つて設けられて居る。

學校の活動及び機構の如き教育上の問題は、教育企畫委員會これを處理し、意見の決定、要求事項或は方針の確定等の仕事に従ふ。

二つの特別委員會が一つは官立學校教員、一つは私立學校教員の利益に關する問題を取扱つて居る。私立學校の現狀は一般經濟界の不況のため最近は聊か窮迫の形を示して來た。従つてこれは理事會の特別關心事となつて居る。刊行方面の活動は當會任務の主要なる部門である。「教育評論」(Przeгляд Pedagogiczny)は週刊雜誌で中等學校及び高等專門學校の問題並びに會の政策に關する方面の問題を取扱ふ本會公認機關雜誌である。更に當會は學術的水準の高い二つの教育雜誌「文化と教育」(Kultura i Wychowanie)及び「博物館」(Muzeum)を發行してゐる。而

して又青年のために週刊新聞「閃光」(Iskra)がある。

當會が過半数の株を有し、大株主の一人として監査役を出してゐる出版會社(Książnica Atlas Sp. Akc)がある。これを通して書籍を發行する。

又相互扶助の問題を取扱ひ、法律上の援助、職業紹介、教員の休暇の合理的利用法等に關する活動を行つてゐる特別委員會がある。法律的援助は、法律上の相談、調停の形式でなされる。昨年(一九三五年)の記録に依ると法律相談は二一〇件、調停は宗教、教育長官その他の當局者との間に行はれたもの一〇七件があつた。

職業紹介事務所はポーランド全國に互つてその活動を行つて居て、總ての會員は自由に利用出来る。一九三六年度に於ては求人申込二七〇名に對し求職申込三一一名あり、就職者は六七名であつた。

休暇の利用には講座開設、集團生活、及びクリニカ温泉並びに海岸に近いオルロオの地に會所有の「休養の家」がある。この「休養の家」は會員に安價で愉快な安息所を提供して居る。

相互扶助活動の範圍には會員及び家族に與へられる經濟的援助も含まれる。即ち、活動不可能の退職教員に一時金又は月拂の形式で交付する恩給、弔慰金、寡婦又は孤兒に交付するミックエヴィツ資金(A. Mickiewicz Fund)、會員に貸與するクレター・ソピンスキー資金(Curator Sowiński Fund)、會員の遺兒に給與するツアルニッキー獎學資金(J. J. Czarniecki Fund)等がある。これ等の補助金、貸金、獎學金の總額は年五萬ツロテイZłoty (ツロテイは)に達する。

その外部に對する活動に於ては會は國家當局特に教育當局者と密接な聯絡を保つて居る。理事會は宗教、教育長官に現在の教育、學校組織、教員の職業利益に關する覺書、建議案等の提出を行ふ。

又會の教育的活動—講演—も擧げなければならぬ。講演は無料大學講座、勞働者教育協會と云ふやうな社會教育機關と協力して行はれて居る。猶、會は世界中等教員聯盟の一員である。

小學校教員キリスト教國民協會

ポーランド人にして、キリスト教を信仰する小學校教員より成り、(規約は二六章あり)八、〇〇〇の會員を有す。規約によれば會の目的は左の如くである。

第五章

1. 小學校教員を糾合してキリスト教精神及び國民精神に基き、小學校教育並びに公民教育、家庭教育の發達をはかる

2. 教員の威信を高め、學力を充實し、小學校教育の問題に關する發言權を獲得すること

3. 職業上、職務上、社會上の問題に關する教員の利益を保護すること

4. 會員に經濟上、法律上の援助を與へること

5. 社交並びに相互交際を獎勵すること

6. ポーランドの國力充實、並びに文化的、經濟的發展に關する問題を一般民衆に周知せしめること

當會はこれ等の目的を實現せんとして、色々な内部的團體活動—掖濟、自學、公教育、種々の刊行等の事業を盛んに行つて居る。

最小群單位は地方部會(Local Circle)で少くとも七人から成る。一九三六年十二月には一五六の地方部會が活動

してゐた。最高組織單位は區會 (District Circle) 及び巡回部 (Circuit Department) である。當會の最高機關は代表者總會とワルソーに本部を有する理事會である。

「ポーランド教員」(Naucyrciel Polaki) 新聞は小學校問題及び教員の職業上の問題を取扱つて居るこの會の機關新聞である。最近數年間にこの新聞で論ぜられた主要な問題は小學校教員、學校の建築物、教員の精神的乃至物質的の問題に關する事項であつた。

教育問題特に小學校の教育問題を専門に取扱つて居る雜誌「學校」(Skola) (月刊) や「四季刊行教育雜誌」(Kwartalnik Pedagogiczny) 等は會員の自學と云ふことに就て重要な役割を演じて居る。これ等の雜誌、殊に後者は水準の高い學術雜誌である。

當會の刊行物の中で青年のための雜誌「若きポーランド人」(Młody Polak) は特に注目し値する。この雜誌は若き人々に取つては興味深く有益な讀物で、學校に勤める教員に貴重な教材を與へてくれる。刊行物の外に自學に關する活動としては自學講座、會議の開催等が行はれて居る。

法律上の救濟事業に於ては、會員は教育活動乃至教員の社會的活動から生ずる問題に關して無料で法律上の相談及び保護を受けることになつて居る。會員の物質的救濟事業に在つては弔慰金、返還の義務なき補助金、非常の場合に於ける一時金、獎學資金及び投資資金等の制度がある。當會は弔慰金、補助金、救濟金として年々五、〇〇〇ツロイを出資してゐる。

會費、事業収益、寄附は會の收入及び財産の基礎を爲す。

會はツァコペンに結核療養所、ヤスチピアゴラに休養の家、レンベルトに貸間等の施設を持つて居る。療養所の環

境は風景良く、必要な醫療設備も整つてゐて一五〇人收容出来る。會は更に會員のために休暇中のキャンプの世話、湯治費用の割引、又は相互契約に基く會員の他團體施設にかゝる休養の家利用の斡旋等を行ふ。

會の活動は教育當局、社會團體殊に職業教育團體に對するその動向の中に明かにせられてゐる。會は教育當局に對して、小學校問題及び教員の職業的利益に關する覺書、建議案、意見書等の提出を行ふ。

當會は又新教育會ポーランド支部及び一般労働委員會の會員である。

會は又各教育會、社會團體及び青年團と協力する。

實業學校教員會

實業學校教員會は一九二七年に設立された。實業學校教員の組織化が遅れたのは、ポーランドに於ては他の學校に比較して實業學校の發達が遅れた結果である。

實業學校はポーランドに於ては、何等の傳統を持たない。これが實業學校教員會がポーランドの實業教育を普及せしめるに就て重要な任務を有する所以である。このことは規約の中に明瞭に表はされてゐる。

第四章、本會の目的は左の如し。

1. 實業教育の觀念を普及せしめ、ポーランドの社會をして該教育を重んぜしめるよう努力すること
2. 實業教育者の科學的教育的素質の完成發展
3. 共通の文化的教育的事業遂行のため教員を組織化すること
4. 教育當局と協力して實業學校の發達を計ること

5. 教員の職業的利益を保護し、勤務並びに生活條件を充分ならしむること
 6. 他の教員團體及び同種の團體と協力して團體の發展を計ること
- 本會は一五〇〇名の會員を持つてゐる。部會は最小群單位である、少くとも十人が協同すれば何處でも設けられる。今年に於て會は五三の部會を持つてゐる、部會は區會を作る。只今の所區會は八つある。
- 會の最高機關は代表者總會及び理事會である、會は「實業學校評論」(Głos Szkoły Zawodowej)なる刊行物を毎月發行する。これは約二千部發行せられ、實業學校問題及び教員の職業上の利益の保護に關する事柄を専ら取扱つて居る。

ポーランド豫備校教員教育家組合

この組合は或點では實業學校教員會と同様の状態に置かれて居る、豫備校教育は理論的には是認せられ、且大いに必要とせられてゐるがその發達は充分であるとは云へない。豫備校教員の立場は他の學校の立場より悪い。この點に於てこの組合には他の會よりも一層克服し難い障害がある。

組合は豫備校教育を發展せしむる問題に貢獻する二つの雑誌「豫備校組織」及び「私の子供」を發刊してゐる。

既に申しあげた教員團體の外に以上の團體程有力でない會員の少い團體がある。即ち、

ポーランド共和國小學校教員會

キリスト教私立學校教員會

クラカウカソリック女教員會

農學校教員會

體操教員組合

盲啞學校教員會

ポーランド體操教員會組合

その他、少數民族に屬する數個の教員團體がある。

ウクライナ教員相互扶助會

在ポーランド、ユダヤ人學校教員會

白系ロシア實業教員組合

昭和十四年三月五日 印刷
昭和十四年三月十日 發行

(非賣品)

編輯人 東京市神田區一ツ橋二丁目九番地七號
帝國教育會第七回世界教育會議事務局

印刷人 東京市下谷區二長町一番地 黑田幸弘

印刷所 東京市下谷區二長町一番地 井上源之丞

發行所 帝國教育會 凸版印刷株式會社

發行所

帝國教育會
第七回世界教育會議事務局

東京市神田區一ツ橋
二丁目九番地七號

259

770

終